

平成 30 年 6 月 8 日

株 主 各 位

会 社 名 株式会社ウチヤマホールディングス

代表者名 代表取締役社長 内山文治

(コード番号：6059、東証第一部)

問合せ先 専務取締役経営企画室長 山本武博

(TEL. 093-551-0002)

招集通知記載事項の一部修正について

当社「第12回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に修正すべき点がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

【修正箇所】

「第 12 回定時株主総会招集ご通知」31 ページ

第 2 号議案 定款一部変更の件

(2) 変更の内容

なお、修正箇所には下線（二重線）を付しております。

【正誤表】

(修正前)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条 (条文省略)	第 2 条 (現行どおり)
1 (条文省略)	1 (現行どおり)
(1) (条文省略)	(1) (現行どおり)
(2) . 介護保険法に基づく次の居宅サービスおよび介護予防サービス事業	(2) . 介護保険法に基づく次の居宅サービスおよび介護予防サービス事業
①訪問介護および介護予防訪問介護	①訪問介護
②～③ (条文省略)	②～③ (現行どおり)
④通所介護および介護予防通所介護	④通所介護
⑤～⑨ (条文省略)	⑤～⑨ (現行どおり)
<u>2～5 (条文省略)</u>	<u>2～5 (現行どおり)</u>
(3)～(4) (条文省略)	(3)～(4) (現行どおり)
①～④ (条文省略)	①～④ (現行どおり)
(新設)	⑤地域密着型訪問介護
⑤ (条文省略)	⑥ (現行どおり)
<u>(5) (条文省略)</u>	<u>(5) (現行どおり)</u>
(6) . 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	(6) . 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
(新設)	①第 1 号通所事業
(新設)	②第 1 号訪問事業
(7)～(26) (条文省略)	(7)～(26) (現行どおり)

(修正後)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (条文省略)</p> <p>1 (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) . 介護保険法に基づく次の居宅サービスおよび介護予防サービス事業</p> <p>①訪問介護および介護予防訪問介護</p> <p>②～③ (条文省略)</p> <p>④通所介護および介護予防通所介護</p> <p>⑤～⑨ (条文省略)</p> <p>(3)～(4) (条文省略)</p> <p><u>(5) . 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p>①～④ (条文省略) (新設)</p> <p>⑤ (条文省略)</p> <p>(6) . 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業 (新設) (新設)</p> <p>(7)～(26) (条文省略)</p> <p><u>2～5 (条文省略)</u></p>	<p>第2条 (現行どおり)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) . 介護保険法に基づく次の居宅サービスおよび介護予防サービス事業</p> <p>①訪問介護</p> <p>②～③ (現行どおり)</p> <p>④通所介護</p> <p>⑤～⑨ (現行どおり)</p> <p>(3)～(4) (現行どおり)</p> <p><u>(5) . 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業</u></p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p><u>⑤地域密着型訪問介護</u></p> <p>⑥ (現行どおり)</p> <p>(6) . 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p><u>①第1号通所事業</u></p> <p><u>②第1号訪問事業</u></p> <p>(7)～(26) (現行どおり)</p> <p><u>2～5 (現行どおり)</u></p>

以 上